

パートタイム労働対策の概要

- パートタイム労働者数は**近年増加傾向**にあり、平成26年には**雇用者総数の約3割**
- パートタイム労働者の**約7割が女性** ●基幹的役割を担うパートタイム労働者も増加

パートタイム労働法の履行確保

パートタイム労働法

パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図る

- パートタイム労働法の周知徹底(平成27年4月1日改正法施行)
- パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換等について、事業主に対する適切な指導等を実施
- パートタイム労働者雇用管理改善マニュアル等を活用し、雇用均等指導員が、パートタイム労働法に沿った雇用管理改善に取り組む事業主を支援

短時間正社員制度の導入・定着支援

- 「パート労働ポータルサイト」による情報提供
 - 短時間正社員制度導入支援マニュアルの配布
 - キャリアアップ助成金の活用
- *「短時間正社員」とは、他の正規型のフルタイムの労働者と比較し、その所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者であって、次のいずれにも該当する者
- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
 - ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等に取り組む事業主への支援

【パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の自主的な取組の促進】

- 「パート指標」や「パート労働者活躍企業診断・宣言サイト」の活用により、事業主の自主的な取組を促進する。
- 「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」を実施する。
- パートタイム労働者のキャリアアップのための事業主の取り組みを支援する。

【職務分析・職務評価の導入促進】

- 事業主に対する職務分析・職務評価のコンサルティングを通じた導入支援を行うとともに、セミナー等による周知を一体的に実施する。

【パート労働ポータルサイトによる情報提供】

- パートタイム労働者の雇用管理改善に関する情報を一元的に提供する「パート労働ポータルサイト」の利用促進を図る。

※下線部は、平成26年の法改正により改正された部分

パートタイム労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働者の納得性の向上、正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の推進等を図る。

1 労働条件の文書交付・説明義務

- ・労働基準法上の文書交付義務に加え、昇給、退職手当、賞与の有無及び相談窓口について、文書の交付等による明示を事業主に義務付け(過料あり)(第6条)
- ・パートタイム労働者の雇入れ時に、講ずる雇用管理の改善措置の内容(賃金制度の内容等)の説明を事業主に義務付け(第14条第1項)
- ・パートタイム労働者から求めがあった場合に、待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を事業主に義務付け(第14条第2項)
- ・パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備を事業主に義務付け(第16条)

2 均等・均衡待遇の確保の促進

- ・広く全てのパートタイム労働者を対象として、パートタイム労働者の待遇について、正社員の待遇との相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする「短時間労働者の待遇の原則」を規定(第8条)
- ・正社員と同視すべきパートタイム労働者について、差別的取扱いを禁止(第9条)
 - ※「正社員と同視すべきパートタイム労働者」:職務の内容及び人材活用の仕組みが正社員と同じパートタイム労働者(無期労働契約要件を削除)
- ・その他のパートタイム労働者について、賃金の決定、教育訓練の実施及び福利厚生施設の利用に関し、多様な就業実態に応じて、正社員と均衡のとれた待遇の確保に努めることを事業主に義務付け(第10条～第12条)

3 通常の労働者への転換の推進

- ・正社員の募集を行う場合のパートタイム労働者への周知、新たに正社員を配置する場合のパートタイム労働者への応募の機会の付与、正社員への転換のための試験制度等、正社員への転換を推進するための措置を事業主に義務付け(第13条)

4 苦情処理・紛争解決援助

- ・苦情の自主的な解決に努めるよう、事業主に義務付け(第22条)
- ・義務規定に関し、都道府県労働局長による紛争解決援助及び調停を整備(第23条～第26条)

5 実効性の確保

- ・都道府県労働局長(厚生労働大臣から委任)による報告の徴収、助言、指導及び勧告(第18条第1項)
- ・報告拒否・虚偽報告に対する過料の創設(第30条)
- ・厚生労働大臣の勧告に従わない場合の事業主名の公表制度の創設(第18条第2項)



短時間正社員とは

- 短時間正社員とは、他の正規型のフルタイムの労働者(※)と比較し、その**所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者**であって、次のいずれにも該当する者である。
 - ① **期間の定めのない労働契約を締結している者**
 - ② **時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等**が同一事業所に雇用される**同種のフルタイムの正規型の労働者と同等**である者

※正規型のフルタイムの労働者:1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者
※企業内において、このような働き方を就業規則等に制度化することを指して、「短時間正社員制度」と呼んでいる。

○ 制度導入の目標値

仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）
短時間勤務制度を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) 2020年までに29%

※平成26年10月1日現在で短時間正社員制度がある事業所の割合 14.8%（平成26年度雇用均等基本調査）

注目されている理由

- 就業意識の多様化がみられる中、フルタイム勤務一辺倒の働き方ではなく、ライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現
- 育児や介護をはじめ様々な事由によって就業時間に制約がある人たちに就業の継続と就業の機会を与えることができる。
- 社員が定着しない、人材不足などで困っているという企業の課題解決の一方策
- 優秀な人材の確保・有効活用を図る上で、大きな効果が期待

導入・定着支援策

- 短時間正社員制度の導入・定着に取り組む事業主に対し、次の支援を実施している。
- キャリアアップ助成金の活用
- 「パート労働ポータルサイト」による情報提供
→ <http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>
- 短時間正社員制度導入マニュアルの配布

在宅ワークとは

情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等(例えば、テープ起こし、データ入力、ホームページの作成、設計・製図等)を行う在宅形態での就労をいう(法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く)。「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」第2(1)。

在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン

- ・ 在宅ワークの契約に係る紛争を未然に防止し、在宅ワークを良好な就業形態とするため、在宅ワークの注文者が在宅ワークの契約締結の際に守るべき最低限のルールとして、ガイドラインを策定し(平成12年)、周知・啓発
 - ・ 在宅ワークを取り巻く環境の変化を踏まえ、適用対象を拡大し、発注者が文書明示すべき契約条件を追加するなど、ガイドラインを改正(平成22年)
- <概要>
- ① 契約条件の文書明示及びその保存
 - ② 契約条件の適正化(報酬の支払、納期、継続的な注文の打切りの場合の事前予告、契約条件の変更等)
 - ③ その他(注文者の協力、個人情報保護、健康確保措置、能力開発に関する支援、苦情の自主的解決等)
- ・ 都道府県労働局雇用均等室、公共職業安定所、マザーズハローワーク、都道府県男女共同参画センター等を通じて周知

在宅就業者総合支援事業

- ・ 在宅就業について、適正な契約条件で、安心して従事することができるよう、また、事情によってやむを得ず離職した労働者が再度就職するまでの期間をキャリアの空白にせず、継続的にスキルアップ等を行えるよう、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催、相談対応等の各種の支援を実施

在宅就業者への情報提供等

- Home Workers Web (<http://www.homeworkers.jp>)を分かりやすく改修しつつ、在宅ワーカーの能力開発、再就職に役立つ情報を提供
- セミナーの開催
- Home Workers Webまたはメールを利用した、在宅就業者に対する相談対応

発注者への情報提供等

- 在宅就業者への発注を検討している企業等に向けたウェブセミナーの開催
- 発注検討企業に向けた発注事例等の提供、コンサルティングの実施、モデル事例の作成
- Home Workers Web またはメールを利用した発注企業や発注検討企業に対する相談対応

良好な在宅就業環境の確保策の検討

平成 28 年度予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局)

ひとり親家庭対策の推進、児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

また、女性の活躍推進に向けて、積極的取組みを推進するとともに、仕事と家庭の両立支援策の推進やマタニティハラスメント対策の強化を図る。

さらに、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保などにより、安心して働くことのできる環境を整備する。

〈主要事項〉

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり ～人口減少社会への対応～

- 1 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進
- 2 待機児童解消等の推進などに向けた取組
- 3 母子保健医療対策の強化
- 4 仕事と家庭の両立支援策の推進（後掲）

第2 女性の活躍推進

- 1 女性の活躍推進のための積極的取組の推進
- 2 仕事と家庭の両立支援策の推進（一部再掲）
- 3 マタニティハラスメント対策の強化（一部再掲）

第3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

- 1 ワーク・ライフ・バランスの実現（一部再掲）
- 2 パートタイム労働対策の推進
- 3 多様で安心できる働き方の導入促進（一部再掲）

第4（復興関連）東日本大震災からの復興への支援

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもに対する支援（復興庁計上）

〈予算額〉

(単位：億円)

会計区分	平成 27 年度 当初予算額	平成 28 年度 当初予算案	増▲減額
一般会計	4, 109	4, 378	+269
労働保険特別会計	90	116	+26
労災勘定	2.8	2.8	0
雇用勘定	87	113	+26
東日本大震災復興 特別会計	17	5.8	▲12

平成 28 年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実（公費）	5, 939億円
子ども・子育て支援新制度の実施（公費）	5, 593億円（内閣府予算）
児童入所施設措置費（公費）	345億円（厚生労働省予算）

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

第1 子どもを産み育てやすい環境づくり ～人口減少社会への対応～

1 すべての子どもが健やかに育つための総合的な対策の推進

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
3,065億円 → 3,230億円

(1) ひとり親家庭対策の推進 1,912億円

①ひとり親家庭への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

【一部新規】

ひとり親家庭の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭の支援策の強化を図る。また、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりも実施する。

②自立を促進するための経済的支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金など母子父子寡婦福祉資金の貸付による支援を行う。

また、児童扶養手当の第2子加算額を5千円から1万円へ、第3子以降加算額を3千円から6千円へそれぞれ倍増する。

※収入に応じて支給額を減減し、低所得者に重点を置いて改善(第1子分と同じ取扱い)

※平成29年4月から、多子加算額に物価スライドを導入(第1子分と同じ取扱い)

③女性の活躍推進のための積極的取組の推進(後掲)

④多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)【新規】(後掲)

(参考)【平成27年度補正予算案】

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 85億円
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。
- ひとり親家庭の相談窓口等の充実に必要な備品購入等 7.7億円
ひとり親家庭に対し、行政の支援が確実につながるよう、相談窓口の周知や集中相談体制の整備を行うため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。
また、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援や食事の提供等を行う場所を開設するため、必要な備品の購入費用等の補助を行う。

(2) 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の推進 1,295億円

①児童虐待防止対策の強化【一部新規】

- ・ 児童相談所の体制の強化及び専門性の向上を図り、相談機能を強化するとともに、市町村の体制強化を図る。特に、児童相談所における弁護士等の活用の促進や、児童相談所及び市町村における子どもの安全確保等に係る体制の強化を行う。
- ・ 一時保護所等における個々の児童の状況に応じた適切なケアを行うための体制の強化及び環境の改善を図る。

②子育て世代包括支援センターの全国展開(後掲)

③家庭的養護の推進【一部新規】(一部社会保障の充実)

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、里親・ファミリーホームへの委託を進めるとともに、既存の建物の賃借料加算の引き上げや施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

また、里親委託の前提となる委託候補者の選定や委託後の自立支援計画の作成について、児童相談所が里親支援機関に委託した場合の費用について補助を行い、里親支援機関の活用による里親委託から里親支援までの一貫した総合的な支援体制の構築を図る。

④被虐待児童などへの支援の充実

平成27年度補正予算案に計上した児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の創設と併せ、退所児童等アフターケア事業の拡充を図ることにより、児童養護施設退所者等の自立支援を推進する。

また、心理的な課題を抱える被虐待児童を適切に支援するため、情緒障害児短期治療施設の設置を推進する。

(参考)【平成27年度補正予算案】

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付 67億円
児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。(これらの貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)
- 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備 12億円
一時保護された子どもの処遇向上を図るため、一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等の環境改善等を行う。

- 児童養護施設等における小規模化等のための整備 10億円
子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や、施設機能の分散化等を進めるとともに、入所中の子どもの退所に向けた準備をするために、小規模グループケアで一定期間、自立支援のための訓練を行う場所を整備する。
- 児童養護施設等における学習環境改善 2億円
就職や大学等進学に向けた学習環境を整えるため、児童養護施設等に入所中の子ども等が利用できるパソコンを設置する。

(3) 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進 (一部再掲) 96億円
配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。

2 待機児童解消等の推進などに向けた取組

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
918億円 → 992億円

(1) 待機児童解消等の推進などに向けた取組(一部新規) 965億円

女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

※ 平成28年度は、保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修並びに安心こども基金の残高活用により、約7.2万人の受け皿拡大を図る。

保育人材確保対策として、保育士の資格取得支援や再就職支援等のほか、保育補助者の雇上げへの支援、若手保育士の離職防止のための巡回支援、人材交流等によるキャリアアップ体制の整備、学生の実習支援などを実施する。

(参考)【平成27年度補正予算案】

- 待機児童解消を確実なものとするための保育所の整備等(「待機児童解消加速化プラン」の前倒し) 501億円
待機児童解消を確実なものとするため、平成29年度末までの保育拡大量を40万人から50万人に拡大し、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所等の整備などの前倒しを図るための補助を行う(安心こども基金を積み増して実施)。
※ 保育所等、小規模保育事業所の施設整備及び改修により、約5.6万人分の受け皿拡大を図る。

- 保育人材確保のための取組の推進 714億円
保育士の業務負担軽減のための保育補助者の雇上費についての貸付や、事務の省力化のための保育所のICT化を支援することにより、勤務環境の改善を図るとともに、資格取得のための修学資金貸付の強化や潜在保育士の再就職時の就職準備金等について貸付を行う(貸付については、一定の条件を満たした場合に返還免除)。また、保育士の人件費について、国家公務員の給与改定に準じた内容を公定価格に反映することにより、保育士等の待遇改善を図る(内閣府予算に計上)。

(2) 事業所内保育など企業主導の保育所の整備・運営等の推進【新規】 835億円(内閣府予算)

待機児童解消加速化プランに基づき、新たに事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。

事業主拠出金の拠出金率の上限を0.25%に引上げ(現行に+0.1%)、法定する。拠出金率の引上げは段階的に実施することとし、平成28年度は0.20%(+0.05%)とする。

①企業主導型保育事業(運営費、整備費)【新規】 797億円(運営費308億円、整備費488億円)

- ・ 設置・運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。
 - 既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
 - 整備費、改修費、賃借料も支援
 - 週2日程度就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
 - 地域の保育所等に入所するまでの間など必要とする期間に応じた受け入れも対象
 - 延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施
 - 地域枠の設定は自由 など
- ・ 企業主導型保育事業による保育の受け皿拡大は、約5万人分を上限とする。

②企業主導型ベビーシッター利用者支援事業【新規】 3.8億円
残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格(補助額:2,200円:双生児の場合は加算(補助額9,000円))でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

③子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及【一部新規】 27億円
・ 病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備に係る費用を支援する。

- ・ 病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を支援する。

(3) 子ども・子育て支援新制度の実施【一部新規】(一部社会保障の充実) (一部再掲) 2兆1,790億円(内閣府予算)

①教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

全ての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

ア 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

※ 平成28年度予算(案)における充実の内容

・ 賃借料加算の充実

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

・ 保育士等の待遇改善

平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善(保育士平均+1.9%)を平成28年度の公定価格にも反映する。

・ チーム保育推進加算の創設

保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等

②児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(4) 放課後児童対策の充実(一部社会保障の充実)(再掲) 575億円(内閣府予算)

小学校入学後の児童の総合的な放課後対策を講ずるため、「放課後子ども総合プラン」に基づき、保育の利用者が、就学後も引き続き放課後児童クラブを利用できるよう計画的な整備等を図る。

(5) 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化(幼児教育の段階的無償化等)【新規】(再掲) 109億円(内閣府予算)

年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

さらに、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化する。

※ 子どものための教育・保育給付費の内数として内閣府予算に計上

3 母子保健医療対策の強化

(平成27年度当初予算額)

(平成28年度予算案)

190億円 → 224億円

地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化

185億円

①不妊治療への助成拡大

158億円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用について、初回の助成額の増額と男性不妊治療の助成を拡大する。

(参考)【平成27年度補正予算】

○不妊治療への助成拡大

7.1億円

初回の助成額の増額と男性不妊への治療を伴う場合の助成額の増額を実施する。

②子育て世代包括支援センターの全国展開

24億円

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目なくワンストップで総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、箇所数を増加するとともに、地域の实情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業(子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業)については、内閣府予算に計上。

※内閣府予算982億円の内数(社会保障の充実)

4 仕事と家庭の両立支援策の推進(後掲)

(平成27年度当初予算額)

(平成28年度予算案)

63億円 → 78億円

第2 女性の活躍推進

1 女性の活躍推進のための積極的取組の推進【一部新規】

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
8億円 → 14億円

女性の活躍の動きを加速するため、以下の取組を実施する。

- ・ 「女性活躍推進法」により大企業に開示が義務化される情報について、「女性の活躍・両立支援総合サイト」において一覧化を実施するなど、同サイトのユーザビリティの向上を図る。
- ・ 女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。

2 仕事と家庭の両立支援策の推進【一部新規】(一部再掲)

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
63億円 → 78億円

中小企業における労働者の円滑な育児・介護休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援に加えて、対象を介護休業にも拡大(介護支援プラン)するとともに、育児休業中の代替要員の確保等を行う中小企業事業主に対する助成金を拡充する。また、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援に関する取組を行った事業主に対する助成金を新設する。

さらに、男性の育児休業の取得促進のため、職場環境整備の取組後、男性の育児休業取得者が生じた事業主に対する助成金を新設するとともに、男性の育児と仕事の両立に取り組む企業等を支援するイクメンプロジェクトを拡充する。

3 マタニティハラスメント対策の強化【一部新規】(一部再掲)

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
1.3億円 → 1.9億円

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」)について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、男女雇用機会均等法に事業主のマタハラ防止措置に係る規定を設けるなどの法令整備、事業主や人事労務担当者等に対する説明会など「マタハラ未然防止対策キャラバン(仮称)事業」を実施し、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る。

第3 公正、適正で納得して働くことのできる環境整備

1 ワーク・ライフ・バランスの実現(一部再掲)

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
8.6億円 → 15億円

(1) 「女性活躍推進法」の円滑な施行(再掲・9ページ参照)

14億円

「女性活躍推進法」の円滑な施行を通じ、企業のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を加速させるため、「女性の活躍・両立支援総合サイト」の企業情報データベースを拡充するとともに、女性の活躍推進に向けた取組を行う企業に対する助成金の拡充や中小企業に対する行動計画の策定支援等を強化する。

(2) 良質なテレワーク・在宅就業の推進

54百万円

「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の見直し及び一層の周知を行うとともに、在宅就業者や発注者等を対象としたセミナーの開催等の支援事業の実施や良質なテレワークの普及に向けての事業等を実施する。

2 パートタイム労働対策の推進【一部新規】

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
8億円 → 6.9億円

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を推進するため、改正パートタイム労働法の着実な履行確保を図る。また、企業表彰を実施するとともに、教育訓練・正社員転換制度の整備や短時間正社員制度の導入に取り組む事業主への支援を行う。さらに、平成27年6月に実施した行政事業レビューの公開プロセスの結果も踏まえ、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を効率的・効果的に進める。

3 多様で安心できる働き方の導入促進(一部再掲)

(平成27年度当初予算額) (平成28年度予算案)
5億円 → 4.8億円

ライフスタイル・ライフステージに応じた多様な働き方を実現できる短時間正社員制度の導入・定着支援のため、マニュアルの活用、セミナーの開催等により導入手順や運用方法の情報提供等を行う。

さらに、人材確保・定着が喫緊の課題となっている保育・介護・医療業界を対象とした導入支援セミナーの開催、導入支援コンサルティングの実施、モデル事例の作成を行う。

第4（復興関連）東日本大震災からの復興への支援

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

（平成27年度当初予算額） （平成28年度予算案）

17億円 → 5.8億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

（平成27年度当初予算額） （平成28年度予算案）

59億円の内数 → 220億円の内数

※被災者支援総合交付金の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

雇用均等・児童家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 女性の活躍推進について(P.1～)	雇用均等政策課	企画係	木本 睦子	7835
2. 男女雇用機会均等対策について(P.17～)	雇用均等政策課	企画係	木本 睦子	7835
3. 仕事と家庭の両立支援対策の概要について(P.21～)	職業家庭両立課	企画係	林 未央	7855
4. 両立支援等助成金について(P.23)	職業家庭両立課	啓発援助係	相笠 隼人	7866
5. 男性の育児休業取得促進(「イクメンプロジェクト」)について(P.24)	職業家庭両立課	一般事業主行動計画係	澤松 未里	7867
6. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)について(P.25)	職業家庭両立課	勤労者家族係	市川 優	7858
7. パートタイム労働対策について(P.26～)	短時間・在宅労働課	企画係	山岸 隆太郎	7856
8. 短時間正社員制度の導入・支援について(P.28)	短時間・在宅労働課	企画係	山岸 隆太郎	7856
9. 在宅就業対策の推進について(P.29)	短時間・在宅労働課	企画係	山岸 隆太郎	7856